

第10回潟上市議会報告会  
みんなのギカイ 市民との意見交換会実施要領に基づく報告事項

「市政全般について」（市当局に対する要望事項）

○町内会の統一や見直しについてどのように考えているか。

**【回答】**

町内会の呼称については、市内では「自治会・町内会・部落会・分館」（以下「自治会等」といいます。）となっており、それぞれで呼称が違う状況になっております。市では、それぞれの自治会等の区域をもって「自治会」と定めており、正式名称が「町内会」や「分館」であっても「自治会」と統一し、通知等をさせていただいております。合併後には自主的に名称を「自治会」に変更したケースもありました。「自治会等」は自主的な住民自治組織であり、呼称は自治会等がそれぞれの規約に基づき会員の総意で決定するものでありますので、ご理解願います。

○市広報を町内会に配付しているが、町内会に加入していない人も多くいるので歯止めをかけるにはどうしたらいいのか。

**【回答】**

自治会への加入状況について、現在、市内の自治会ではアパートなど一時的な住まいの方や特別な事情がある方を除くと、ほとんどの世帯が自治会に加入しており、比較的高い加入率となっております。

一部の自治会では加入率が悪く対応に苦慮しているとの情報がありますので、加入率のよい自治会の事例を紹介しながら、加入率が悪い原因やどのような解決策があるのかなどについて、自治会長連絡協議会と連携しながら、協議・検討を行っております。

市としては自治会の加入促進を図るため、自治会加入の必要性や自治会の活動内容など、より多くの方が自治会活動に参加し、住みよい地域づくりができるよう周知活動などに努めてまいります。

○町内会役員のなり手が少ないことと、来年から手当がカットされるのでやっつけられるのか。

**【回答】**

地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保を目的に地方公務員法が改正され、令和2年4月から施行されます。この地方公務員法の改正では、非常勤特別職の任用の仕組みも併せて変更となっております。市では、これまで「潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、自治会長を非常勤特別職として位置づけ、報酬を支給しております。この改正では、非常勤特別職として任用すべき職を明確化しており、総務省が示

しているマニュアルでは、自治会長はこの任用すべき職にあたらぬという判断になっております。このため、令和2年度分からは報酬を支給することができないこととなります。このことは、今年5月に開催された自治会長会議で各自治会長へご説明しております。

自治会長報酬は支給できなくなりますが、市ではこれまで自治会活動推進費補助金等により自治会活動を支援しております。なお、自治会への補助金の交付割合は県内で最も高くなっております。

また、役員のなり手不足については、自治会の研修会等を通して地域づくり活動のリーダー育成を図ってまいります。

○東湖町から神明町に抜ける道路で狭い十字路があるが、停止線や白線が消えていた。他にも消えている箇所があるので確認をしていただきたい。

**【回答】**

ご要望を受けて、担当がすぐに現場へ確認に参りました。ご指摘の場所は、スパーク薬局前十字路の停止線と思われます。停止線が薄くなっておりましたので、管理者である五城目警察署へ状況をお伝えし改善するよう申し入れました。さらに、周辺道路を確認した結果、その他2箇所においても停止線が薄くなっておりましたので、併せて警察署へ連絡しております。

なお、「白線」については、道路管理者が設置する区画線の主なものとして外側線や中央線の破線がありますが、幹線道路へ優先的に設置しております。区画線の設置は、毎年状況を確認し、予算の範囲内で整備を進めております。

道路標識や区画線及び道路標示は、道路管理者と警察で管理が分かれており、その種類も多種多様ですが、今後も道路利用者が安全に通行できるよう警察と連携しながら、維持管理に努めてまいります。

○合併して15年も経つので、なり手不足により団体等（保健会・芸文教・老人クラブ）の組織づくり（各団体にある支部などの一本化）について検証や評価をする必要もあると思う。

**【回答】**

保健会の活動は、健康長寿を目指すことを目的に行われます。各自治会において、保健会長、健康生活部会、結核予防部会、母子愛育部会、食生活改善部会が組織され、地域の健康づくり活動を推進するため、部会ごとに学習会を開催しております。結核予防部会、母子愛育部会、食生活改善部会については、県・国の上位組織があり、組織に求められた活動内容により旧町単位での活動が最適な場合もあります。

芸術文化協会は、既に「潟上市芸術文化協会」（以下「市芸文協」といいます。）として一本化されており、下部組織として地区ごとの支部があります。市芸文協として全体の発表会などを行っているほか、各支部では地元を中心に活発に活動しております。市芸文協の役員は、各支部から選出された方たちが担って

おり、役員については、協会の内部で対応していただくこととなります。

老人クラブについては、現在、単位老人クラブ数は58クラブ（天王：25クラブ、昭和：23クラブ、飯田川：10クラブ）となっており、全ての自治会に存在するわけではなく、1自治会に複数存在する場合や複数自治会にまたがって存在する場合があります。組織の構造としては、潟上市老人クラブ連合会の下に旧町単位の支部があり、その下に各単位老人クラブがあります。今後は、地区やコミュニティごとにまとまった単位老人クラブを運営するように働きかけます。

なお、各団体等に対し市から補助金を交付する際には、今後もそれぞれの活動内容を検証した上で、適正に交付してまいります。

○飯田川地区でも運動会を実施しているが、参加者も少なく現場では非常に苦勞している。この行事をそのまま続けていくのか、あるいは新しい形で進めるのかを検討していただきたい。

【回答】

地区運動会を含め、社会体育事業の今後のあり方について担当課でも検討を進めており、現在は、12月3日に自治会長・分館長にアンケートを依頼するなど、市民の皆様のお考えもお聞きしながら継続や見直しについて検討を進めているところですのでご理解のほどよろしく願います。

○昭和の図書館は学校のイスみたいなので、少しずつでもいいのでもっと予算を増やし備品（イスや本など）も充実していただきたい。

【回答】

市図書館昭和分館の椅子等の備品につきましては、改善の方向で検討させていただきます。また、利用者の多様なニーズに応えるためにフリースペースも確保しながら、本館・各分館の定期的な書籍の入替えや配架の工夫、「リクエスト本事業」啓発等、蔵書の充実と利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

○市で開催する会議や研修会について同じような内容もある。現在各部で自治会にお願いしているものがどのくらいあるのかを洗い出し、同じようなものがあればまとめていかなければ、今後の自治会の在り方や経費の効率化の観点からも影響を与えるので、市の内部で横の連携を図っていただきたい。

【回答】

市では、各課で実施している事業や自治会へ協力をお願いしている事務を取りまとめ、事業の見直しや類似している組織の見直しを検討・改善しております。自治会長及び自治会への負担の軽減に向けて、自治会長連合会等と意見交換しながら今後も検討してまいります。

○風車について現在船越から秋田市まで建設しているが、地域住民のための景観でもあるので、潟上市でも景観条例を作っていただきたい。

**【回答】**

現在、市においては、「秋田県の景観を守る条例」に基づき、一定規模以上の建築物や工作物の新築等を行う場合は、秋田地域振興局への届け出をすることになっております。

市で景観を規制誘導していくためには、景観法に基づき景観行政団体となり、景観条例や景観計画を策定することが必要となります。

本市の豊かな自然環境や快適な住環境を維持していくためには、景観行政の推進が必要です。このたび策定される第2次潟上市都市計画マスタープランの中でも景観の形成を図ることとしており、景観条例の制定についても検討してまいります。

**「市政全般について」（市当局に対するその他の要望事項）**

○職員の顔がよく見えない。前はすぐ職員の顔が見えていたので話が伝わっていたが、今は住民から遠い存在に思える。市の職員は地域のことを良く知っていると思うので、地域のプロになっていただきたい。

**【回答】**

市職員には、行政業務以外にも地域住民の一員としての自覚と行動が求められます。職員の中には、地域ボランティアや消防団員、自治会などでがんばっている職員もおります。しかし、「住民から遠い存在」というご意見があるのは残念なところです。

情報化の進展や生活スタイルが多様化している中で、市職員に限らず、若い世代の価値観が多様化し、地域行事への参加者が減ってきているという話も聞きます。しかし、市職員は、市民及び地域住民に寄り添い、頼られる存在であってほしいと思います。市職員には、市行事や地域のイベント、自治会活動等に積極的に参加するよう呼びかけていきます。